○環境省告示第百十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

平成二十六年十月三十一日

環境大臣　望月　義夫

一　名称

北アルプス鳥獣保護区

二　区域

富山県富山市、黒部市、中新川郡立山町及び下新川郡朝日町、長野県松本市、大町市及び安曇野市並びに岐阜県高山市の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、富山県、長野県及び岐阜県の三県にまたがり、通称「北アルプス」と呼ばれる飛騨山脈に位置し、標高約三百メートルの低地帯から約三千メートルの高山帯までの標高差を有する。河川による浸食地形、火山地形、氷河地形等の特徴的な地形を含むとともに、植生は標高に応じて夏緑広葉樹林帯から亜高山帯へ、更に高山帯へと移り変わり、多様な自然環境から構成されている。これらの区域の大部分は中部山岳国立公園に指定され、良好な自然環境が維持されている。

このような自然環境を反映して、鳥類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のライチョウ、イヌワシ及びクマタカ並びに絶滅危惧Ⅱ類のサシバ、ハヤブサ等の生息が確認されている。中でも氷河期の遺存種といわれるライチョウの日本国内における数少ない生息地となっている。また、哺乳類では、同レッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のヤマコウモリ及びホンドノレンコウモリ並びに準絶滅危惧種のホンドオコジョが生息している。

なお、当該区域は、イヌワシ、クマタカ、サシバ、ハヤブサ等の多様な猛禽（きん）類のほかに、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類が生息しているため、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め多様な鳥獣が生息する大規模生息地としても重要となっている。

このように、当該区域はライチョウを始めとする希少鳥獣の生息にとって重要な区域であることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。特にライチョウについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第一項に基づき定められたライチョウに関する保護増殖事業計画（平成二十四年十月文部科学省・農林水産省・環境省告示第一号）を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。

ロ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

ハ　希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。

ニ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ホ　当該鳥獣保護区及びその周辺ではニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針（平成二十五年三月）に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。

ヘ　ニホンツキノワグマの生息地であることから、関係機関が連携して人身被害の防止を図る。

ト　弥陀ヶ原及び大日平については、ラムサール条約湿地に登録されていることを踏まえ、湿地の保全や賢明な利用に関する普及啓発に努める。

○環境省告示第百十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、北アルプス鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年十月三十一日

環境大臣　望月　義夫

一　名称

立山特別保護地区

二　区域

富山県黒部市及び中新川郡立山町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、当該鳥獣保護区北部の富山県に位置し、立山を中心とする標高約六百メートルから約三千メートルの区域であり、高山帯、亜高山帯及び夏緑広葉樹林帯に属している。

このような自然環境を反映し、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、特に立山一帯は標高三千メートル級の稜線から二千二百メートル付近までライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が広く発達していることから、大きななわばりが形成されており、日本で最大の連続したライチョウの分布域となっていることから当該鳥獣保護区の中でも特に重要な生息地となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。特にライチョウについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第一項に基づき定められたライチョウに関する保護増殖事業計画（平成二十四年十月文部科学省・農林水産省・環境省告示第一号）を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。

ロ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

ハ　希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。

ニ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ホ　当該特別保護地区及びその周辺では、過去には生息が確認されていなかったニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針（平成二十五年三月）に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。

ヘ　ニホンツキノワグマの生息地であることから、関係機関が連携して人身被害の防止を図る。

ト　弥陀ヶ原及び大日平については、ラムサール条約湿地に登録されていることを踏まえ、湿地の保全や賢明な利用に関する普及啓発に努める。

○環境省告示第百十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、北アルプス鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年十月三十一日

環境大臣　望月　義夫